

令和3年7月1日

南九イリヨー株式会社 一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法)

社員がその能力をより発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日～令和5年6月30日(2年間)

2. 目標

目標1:年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する

<対策>

令和3年7月～

- 個人別の年次有給休暇取得状況を管理職が把握できる仕組みを構築・周知し、取得が進んでいない部署や個人について、管理職とともに対策を検討し改善を推進する
- 年次有給休暇の取得促進に関する定期的な啓発活動を行う

目標2:所定外労働の縮減を図りチーム生産性の向上を推進するための措置を実施する

<対策>

令和3年7月～

- 個人別の所定外労働時間の実態を管理職が把握できる仕組みを構築・周知し、所定外労働時間の多い傾向にある部署や個人について、管理職とともに対策を検討し改善を推進する
- IT技術等を活用したデジタル化による業務効率化を推進する
- エンジョイライフデー(ノー残業デー)に関する定期的な啓発活動を行う

目標3:計画期間中の育児休業の取得率を、次の水準以上とする

男性社員 … 計画期間中の取得率を7%以上とする

女性社員 … 計画期間中の取得率を75%以上とする

<対策>

令和3年7月～

- 育児と仕事の両立支援制度に関するパンフレット等を作成し、制度利用を促す
- 男性の育児休業取得者のモデルケースを紹介するなどし、制度利用を促す